

# 税のお知らせ

## 固定資産税減額住宅バリアフリー改修家屋

平成19年1月1日以前に建築した住宅で、一定のバリアフリー改修を行った場合には、改修工事(平成28年3月31日までの工事が対象)が行われた翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税が3分の1減額されます。

**注** 減額措置の対象床面積は100㎡までで、貸家は対象外です

また、減額措置を受けるには、バリアフリー改修を行った住宅に、65歳以上の人、要介護認定もしくは要支援認定を受けている人、または障害のある人が居住していることが条件です。

### 改修工事の要件

自治体からの補助金や介護保険からの給付を除く工事費の合計金額が50万円以上で、次の工事に該当するものが減額措置の対象となります。

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段のこす配緩和
- ③ 浴室改良

- ④ 便所改良
- ⑤ 手すり取り付け
- ⑥ 床の段差解消
- ⑦ 引き戸への取り替え
- ⑧ 床表面の滑り止め化

### 申請の手続き

減額措置を受けるには、改修工事終了後3カ月以内に、次の書類と、固定資産税の減額申請書を提出してください。なお、申請書は課税課にあります。

- 納税義務者などの住民票の写し(市内在住者は不要)
- 工事明細書および領収書など
- 65歳以上の人が居住していることが確認できるもの(健康保険証などの写し)

要介護認定または要支援認定を証する書類(介護保険の被保険者証の写し)

○ 障害者手帳などの写し  
○ は該当するものを添付してください。

**問** 課税課・家屋係  
TEL 06・6992・1474

## 市税は納期内に納めましょう

納付には便利な  
口座振替(自動払込)の  
利用を

固定資産税・都市計画税の第3期分の納期は9月30日(水)です。近くの金融機関や次のコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。

全国のセブンイレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、サークルKサンクス、デイリーヤマザキなど

また、個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付には、口座振替(自動払込)を利用してください。

**問** 納税課  
TEL 06・6992・1852  
1854

## 個人市府民税のよくある質問

～年の途中で  
守口市から  
ほかの市区町村へ  
引っ越し(転出)  
した場合～

個人市府民税は、原則その年の1月1日現在に住民登録をしている市区町村で課税されます。

そのため、年の途中で守口市からほかの市区町村へ引越(転出した場合でも、その年は、守口市で課税されます(転出先の市区町村では翌年からとなります)。

**問** 課税課・市民税係  
TEL 06・6992・1456

## ご存じですか 固定資産税・都市計画税

土地の評価額を求める場合に用いる地積(課税地積)は、原則として賦課期日(毎年1月1日)現在における登記簿上の地積によります。

「測量したところ実際の地積は登記地積と異なっていた」という場合には、速やかに法務局で地積更正の登記をしてください。1月1日までに登記した場合には翌年度から、1月2日以降に登記した場合には翌々年度から固定資産税に反映されます。

**問** 課税課・土地係・家屋係  
TEL 06・6992・1474

## 保険のお知らせ

### 還付金詐欺に注意

市民の皆さんに対し、保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」としてコンビニなどのATMに誘導し、預金を引き出そうとする電話が頻発しています。

市では、還付金などの手続きで、市民の皆さんに直接電

話をかけたりATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

このような不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。

**問** 保険課・給付係  
TEL 06・6992・1545

